



会長 岩村 敬

明けましておめでとうございます。

皆様には、新しい年をすこやかに迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年のバリアフリーや環境問題を取巻く状況を振り返りますと、4月から「障害を理由とする差別の解消に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されて、交通の分野でも、差別の禁止や合理的配慮の提供が行われることになりました。一方では2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた諸準備が引き続き進められております。また、昨年11月には、2020年以降の世界の気候変動・温暖化対策の国際枠組みとなる「パリ協定」が発効し、我が国でも国会承認が行われるとともに、同月にモロッコで開催された気候変動枠組条約締結国会議(COP22)において、対策実現に向けたルールを2018年までに策定することが合意されました。COP22に参加した当財団の運輸・交通分野の環境対策に関する講演や資料は、各国からも注目されているところです。

当財団では、本年も、運輸・交通分野におけるバリアフリー・地球環境問題に対応できるよう、社会情勢にあわせた事業を展開して参ります。

具体的な各部の取組は、次のとおりです。

バリアフリー推進事業では、日本財団の支援を受け、旅客船及び旅客船ターミナルのバリアフリー施設整備に対する助成事業と、オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、より分かりやすい案内用図記号(ピクトグラム)の検討を継続します。また、障害当事者参加による交通事業者向けの接遇研修「交通サポートマネージャー研修」の実施

や、各地で障害者差別解消法セミナーを実施します。さらに、認知症者の増加が社会問題化するなかで、今年度からスタートした、交通機関における認知症者への対応についての検討を進めて参ります。バリアフリーも、これまでの目に見える施設整備などを主としたものから、目には見えない障害への施策にも取組むなど、新たな段階に入っていると考えています。

交通環境対策事業では、グリーン経営認証事業の新規認証取得者の増加を図るための講習会を継続するとともに、自治体等による認証取得助成制度の拡充や荷主企業等への働きかけに努めて参ります。

「環境的に持続可能な交通(EST)」では、地域ブロックごとのセミナーの開催や地域の交通と環境に関わる課題を解決する人材の養成研修を引き続き実施します。

エコドライブの普及では、昨年は当財団の認定したエコドライブ講習の普及促進を図るとともに「エコドライブ活動コンクール」を実施し、11月に開催した「エコドライブシンポジウム」において表彰式を行いました。

今年も、バリアフリー・地球環境問題に関する情勢と社会のニーズを的確にとらえ、運輸・交通分野を中心とした、人と地球にやさしい社会環境の実現をめざして、役職員一同、より積極的に事業を推進して参ります。

最後になりましたが、新しい一年が皆様にとって、素晴らしい年となることを、心よりお祈り申し上げ、新年のごあいさつとさせていただきます。



2015年に開催されたCOP21(気候変動枠組条約第21回締結国会議)において、パリ協定(新たな地球温暖化対策の枠組)が採択されました。広報誌『エコモ』No.53 2016/WINTERにおいて、パリ協定の採択までの経緯について特集しましたが、この特集でパリ協定の実効性が今後の課題であると記載しました。協定に実効性を持たせるためには、具体的なルール(実施指針)が重要です。当財団はCOP22に参加しましたので、本特集で報告します。

1 はじめに

COP22は、2016年11月7日から18日までの2週間、モロッコのマラケシュで開催されました。当財団は第2週目の15日から18日まで参加しました。COPとは気候変動枠組条約の会議であり、京都議定書はMOP、パリ協定はCMAという個別の会合で議論されます。COPは、各国政府代表の他に、プレスやNGO等のオブザーバーも参加できるようになっており、当財団はUNFCCC(国連気候変動枠組条約事務局)からNGOの認定を受け、オブザーバーとして参加しました。

今回、CMA1(パリ協定第1回締結国会合)は開催されま

したが、開催後、すぐに中断し、そのまま終了しました。COPでは、会議・会合のレベルに応じて参加者を限定しており、カサブランカという本会議場にはオブザーバーである当財団も入場可能でしたが、マラケシュという本会議場は政府代表のみに限定されており、入口で入場制限されました。

会議・会合以外に、各国のパビリオンやNGO主催のサイドイベントが開催されており、当財団は日本政府主催のジャパンパビリオンにおいて、運輸部門の地球温暖化対策に関するセミナーを開催しました。

2 会議の主な成果

COP22の成果は日本政府代表団の公式見解(参考参照)に詳細記載されていますが、主な成果は以下の通りです。

- ・パリ協定の実実施指針等を2018年までに策定することが合意された。
- ・今後の交渉の進め方について、具体的には次の手続がCMA決定及びCOP決定に規定された。
- ① 引き続き全ての国が参加する形で実施指針等の交渉を行う。
- ② 2017年にCMA1を一度再開し、作業の現場確認をおこなった上、再び中断する。
- ③ 2018年にCMA1を改めて再開し、実施指針等を採択する。

パリ協定の実効性を担保する実施指針の策定に向けて議論を進めなければなりません。まだパリ協定を批准していない国も多く、全ての国が批准するまで待ちつつ、全ての国が第1回

(CMA1)から参加できるという交渉の進め方を決めたことがCOP22の主な成果になります。COPでは、前回(COP21)のように協定を採択するような大きな成果がでる場合と、今回や次回のように、議論や水面下での交渉はありつつも大きな成果がでない場合があります。今回決めた交渉の進め方が守られた場合には、次に大きな成果がでるのはパリ協定の実実施指針が策定される2018年開催のCOP24となります。

また、会期中の11月9日に米大統領選においてトランプ氏が当選したことを受け、COP22では、新年早々発足する次期政権の気候変動政策に関係各国の注目が集まりました。主要排出国である米国の動向は気候変動枠組交渉に大きな影響を与えるため、引き続き注目する必要があります。



本会議場(マラケシュ)



本会議場(カサブランカ)の様子

【参考】国連気候変動枠組条約第22回締結国会議(COP22)、京都議定書第12回締結国会合(CMP12)、パリ協定第1回締結国会合(CMA1)等

http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page3_001886.html

※出典:外務省

3 サイドイベント

COPにおいて、主要な参加国はサイドイベントとして、パビリオンを設置しています。日本政府も例年ジャパンパビリオンを設置し、日本の取組をアピールしてきました。今回は「Start OUR Story」というテーマで、鉄道(環境に配慮したまち)のジオラマ展示やパンフレットの配布、セミナー等の各種イベントを開催しており、当財団もTEJ2016(Transport and Environment in Japan 2016)という運輸部門に関する日本の政策や取組について説明した冊子を配付し、イベントスペースでセミナーを開催しました。

セミナーの詳細は参考にあるジャパンパビリオンの開催結果

をご参照いただきますが、セミナー当日は、インド、ペルー、UNEP(国連環境計画)等から30名ほどの参加者があり、電気自動車の話題を中心に活発な意見交換が行われました。

【日本の運輸部門における地球温暖化対策の取組】
 主催等: (主催)エコモ財団、(共催)一般社団法人日本自動車工業会
 日時: 2016年11月17日(木)17時~18時
 会場: COP22ジャパンパビリオン「イベントスペース」
 概要(プログラム):
 ・「運輸・交通と環境2016年版」の発行(エコモ財団)
 ・日本の運輸部門におけるCO₂排出削減(日本自動車工業会)



ジャパンパビリオン



セミナー開催風景



当財団発表の様子

【参考】日本の運輸部門における地球温暖化対策の取組

<http://www.oecc.or.jp/cop22-jp/event/detail/17/04.html>

※出典: COP22ジャパンパビリオン開催結果

TEJ2016(Transport and Environment in Japan 2016)

<http://www.ecomo.or.jp/english/tej.html>

※出典: 当財団ホームページ

4 おわりに

当初、現地でTEJ2016が何冊配付できるのか、また、当財団主催のセミナーに何名参加されるのか予測がつかず、心配してモロッコ入りしましたが、現地では予想よりも上手く活動でき、安心しました。COP22では、運輸・交通の取組に関する情報が少なく、サイドイベントでは交通関係のNGOであるSLoCaTしかみつからない(しかも担当者がいない)状況で、重要な分野である運輸・交通に関する情報をCOP等の国際会議の場で提供する必要性を強く感じました。

次回(COP23)は、フィジーが議長国となりますが、現地フィジーでの開催が難しいため、2017年11月にUNFCCCがあるドイツのボンで開催されることとなっています。

当財団は、今後も引き続きCOPに参加すると共に、広報誌『エコモ』や当財団ホームページ等を通じて、国内の運輸・交通に関わる環境担当者に向けて、COPの状況や結果に関する情報を提供していくことを予定しています。



SLoCaTブースの様子



COP22会場内の様子

バリアフリー推進勉強会を開催しました

第35回「手話言語条例と今後の展望～兵庫県明石市の取組を中心に～」

一般財団法人全日本ろうあ連盟の荒井康善さんをお招きして8月24日に開催しました。平成25年、日本で初めて鳥取県で「手話言語条例」が制定されたことを皮切りに、多くの自治体が制定しています。その中で、兵庫県明石市では手話は言語であることに情報保障を加えた「情報・コミュニケーション条例」を制定しています。今後は、「手話言語条例」や「情報・コミュニケーション条例」を制定するだけでなく、聴覚障害者と健常者がお互いを理解し、ともに考えていくことが差別解消につながり、合理的配慮であると指摘されました。



荒井康善氏

手話言語・障害者コミュニケーション条例の特徴

- 手話言語の確立を明記(ステップ1)
- 点字、要約筆記、音訳などのコミュニケーション手段利用促進(ステップ2)
- 障害者の差別解消に向けた取り組みとの連携(ステップ3以降へ向けて)

明石市の条例の特徴
 【第35回バリアフリー推進勉強会配布資料より】

第36回「障害があっても自転車に乗るということは…～下肢障害者の体験談&さまざまな自転車のはなし～」

スーダン障害者教育支援の会理事の土橋喜人さんをお呼びしてNPO自転車活用研究会と共催で行いました。なぜ、当財団が自転車の話を？と思われるかも知れませんが、障害を負っていても自転車には乗ることはでき、自転車が行動範囲を広げてQOLの改善につながることを実践された土橋さんからの話に耳を傾けました。土橋さんはリカンベントバイクという聞き慣れない自転車で実現したのですが、自転車活用研究会からはリカンベントバイクなど障害者用の自転車を改造・販売する方々も参加されていてとは違った熱気に包まれました。



リカンベントバイクに乗る土橋喜人氏(動画)

第37回「地域のバリアで地域リハ！～アクティビティのバリアはむしろ楽しみひとつです～」

株式会社モノ・ウェルビーイングの榎原正博さんをお招きして11月4日に開催しました。スウェーデンでは、健康状態を得るために「健康生成論」が用いられて、リハビリテーションにおいてはSOC(Sense of Coherence: 首尾一貫感覚)が重要であり、これを実践し、健康になるための環境づくりについて講演いただきました。「釣りリハ!!」や「バリアフリービーチ」などのイベントを企画し、障害当事者が参加できるアクティビティを提供することで、楽しみながら本来のリハビリテーションの効果が得られると指摘されました。



榎原正博氏



釣りリハ! の概要
 【第37回バリアフリー推進勉強会配布資料より】

第38回「誰もが読みやすい文字の世界！」

ドイツで欧文書体デザインを専門とされているMonotypeディレクター小林章氏による勉強会を11月22日に開催しました。ドイツの規格(DIN1450)について2013年に改訂された内容をはじめ、日本の大手メーカーの書体デザインも手がけられている立場から、海外と日本国内における様々なサイン事例を交えながらお話し頂きました。最後に「みやすい」サインとするために英文フォントはDIN規格を参考にしながら更新も必要な時期ではないかとのご提案も頂きました。



小林章氏

